

## 軽度者における福祉用具貸与について

### 1. 算定可否の基準

軽度者（要支援1・2、要介護1）の方は、車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）の利用は原則認められていない。

※自動排泄処理装置については、要介護2・3の方も軽度者に含まれる。

しかし、一定の条件に該当する方（下記の表 利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者）は、例外的に利用が認められる。

**表 ～対象外種目の福祉用具貸与が認められる方の状態とその判断～**

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車椅子及び 車椅子付属品  (様式2-1、2-2)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	— ※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品  (様式4)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器 (様式4)	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知器  (様式4)	次のいずれにも該当する者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外
	(一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」  又は基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外  その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具部分を除く)  (様式3)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	— ※
カ 自動排泄処理装 置(交換可能部 品を除く)  (様式4)	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」

※アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサー

ビス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者(要介護1の場合は指定居宅介護支援事業者)が判断することになる。なお、この判断の見直しについては、(介護予防)居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

また、この表の定めるところによらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合は、市が書面等確実な方法により確認し可否を判断する。

※当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

#### 別表

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者(例:パーキンソン病の治療薬による ON・OFF)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当することが確実に見込まれる者(例:がん末期)
- iii) 疾病その他の原因により身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当する者と判断できる者  
(例:ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎)

※括弧内の状態は、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

## 2. 福祉用具貸与までの流れ

### (1) 基本調査結果による判断の方法

→前項1の表に従い、基本調査の直近の結果をもって要件に該当すれば算定できる。該当した場合、市への申請は不要。

### (2) 車いす及び車いす付属品、移動用リフト貸与において、前項1の表中『アの(二)』、『オの(三)』により認められる場合

→車いす及び車いす付属品のアの(二)『日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者』並びに移動用リフトのオの(三)『生活環境において段差の解消が必要と認められる者』は、導入後に保険者が承認する(使用の適切性の事後承認)。

担当ケアマネジャーは、算定の可否の判断基準に従い、福祉用具を導入後、速やかに下記の書類を提出すること。ただし、使用予定者の使用が適正であるかどうか導入前に担当係に相談すること。

#### 【提出書類】

- 貸与する福祉用具の貸与に係る状況票兼申請書  
(『軽度者の介護保険の車いす(電動車いす)貸与に係る状況票兼申請書』(様式2-1・2)、または『軽度者の介護保険の移動用リフト貸与に係る状況票兼申請書』(様式3))
- 福祉用具導入に伴い開催したサービス担当者会議の結果記録表
- フェースシート

- サービス計画書(1)～(3)の本人サイン入り
- 利用票・別表
- 福祉用具サービス提供事業者の記載した福祉用具貸与計画書
- ※電動車いすの継続使用の場合は、前述書類に加え、『福祉用具サービス提供事業者のモニタリング表』を提出すること。

(3)前項の別表に定める判断基準 i)～iii)の状態等により、福祉用具貸与の必要性が認められる場合は、前述の(1)に関わらず、下記の手続きを経て前項の別表 i)～iii)のいずれかに認められた場合に算定できるものとする。 **事前承認**

申請:担当ケアマネジャーは『軽度者の介護保険の福祉用具貸与に係る状況票・申請書』(様式2～4)及びフェースシート、サービス計画書(1)～(3)の原案、利用票・別表を長寿福祉課へ提出する。

決定:書類確認、関係者・関係機関への聞き取り等の後、内部協議のうえ可否を判断する。

通知:結果通知により判断結果を担当ケアマネジャーへ通知する。

報告:通知を受けて、担当ケアマネジャーはサービス担当者会議を開催する。

会議後、以下の書類を長寿福祉課へ提出する。

- サービス担当者会議の結果記録表
- サービス計画書(1)～(3)の本人サイン入り
- 利用票・別表
- 福祉用具サービス提供事業者の記載した福祉用具貸与計画書

※申請受付から決定・通知までは、概ね7日間を要する。

※結果通知にはサービス利用の許可期間が記載されており、許可期間を過ぎたものは無効となる。

(4)電動車いす「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の貸与基準  
→歩行が可能な方が電動車椅子を貸与する場合は、「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当する場合に限って貸与が可能

#### 1)可否決定判断をする際に確認すべき事項(新規の場合は想定し判断すること)

- 利用者の目標に妥当性があるか、電動車いすを使用することによる効果
- 電動車いすが必要な理由
- 使用目的と頻度、使用範囲
- 管理状況(自己管理ができていないか、認知症の有無)
- 走行状況(走行時の危険性の有無、走行行程)
- 判断能力や対応力低下の有無(認知症ランク、精神状況)
- 視力・聴力障がいの有無  
(視覚・聴覚からの情報が入りにくく安全走行が難しいと考えられる)
- 医学的観点からの留意点、歩行能力があるのに電動車いすを使用していないか  
(歩行能力・歩行可能な距離)

#### 2)介護保険による使用可否の基準となる項目(新規の場合は想定し判断)

【可の条件】以下の①②③の条件を満たし、かつ、④または⑤のどちらかに該当する場合

- ①使用頻度はおおむね1回/週以上(天候等の問題があるため)で、日常生活必需品の買い物や公共機関の手続き、通院等に使用している。歩行可能であるにも関わらず、安易に電動

車いすを使用している場合はこれを除く。また、単なる気分転換や趣味、楽しみだけに使用する場合は移動の支援が特に必要であるとは言い難い。

②主治医の指示で運動禁忌や制限がある場合を除いては、ケアプランに電動車いすの使用と併用して、下肢筋力維持・向上のためのプランが盛り込まれていること。主治医に運動の効果や制限等について事前確認を行うこと。なお、継続利用の検討時は、立案したプランが継続し実践され、評価基準に基づいて一定の効果が認められること。

③電動車いすの自己管理ができ、かつ、安全な走行が可能であること。  
視力・聴力障がい、認知症等による判断能力の低下(概ねⅡランク以上で日常生活に支障を来すような症状・行動が多少みられる)、一過性脳虚血発作やてんかん発作の既往等があり、安全に走行することが困難であると考えられる場合は介護保険による貸与は適切ではないと判断されることがある。

かつ、次のいずれかに該当すること。

- ④電動車いすを使用しない場合、日常生活に支障をきたすため、介護保険の内外を問わず、それ以外のサービス等で補う必要がある。(例:訪問介護による生活援助が必要となる)
- ⑤電動車いすを使用することで生活行動範囲の広がり、閉じこもり予防や生活の質の向上に繋がっている。

### 3)留意点

- 電動車いすは使用範囲が広いことや、利用者が一人で外出する際に使用することが多く、使用方法を誤ることで、重大な事故につながることも少なくない。このため、使用に際しては、安全性の確保を図ることが重要であり、使用開始後、認知症等判断能力の低下を伴う疾患や症状が出現した場合、使用を中止すること。
- 電動車いすは不適切な使用を行うことで、利用者の歩行状態の悪化等の身体能力の低下を招く危険性もある。このため、使用開始後の定期的なモニタリングの徹底を図るとともに(主治医からの運動禁忌や制限等のある場合を除き)、下肢筋力の低下を防止するための方策を講じ、利用者を実施してもらうように努めることが重要である。